

**2023-2024 年度エチオピア国別別研修  
「カリキュラム開発、実施、評価を通じた理科教育における持続的な学びの改善」  
コースに係る参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下、「JICA 北陸」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いたカリキュラム開発の中核を担う人材に対し、新カリキュラムを学校現場で導入・実施・促進するための能力、並びに、次期カリキュラム改訂を包括的に運営管理するために必要な知識や能力を身に着けるために行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人富山大学（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2019 年から同研修の研修カリキュラム構成及び講義／視察内容に係る技術アドバイスや、2022 年度に実施された遠隔研修では講師として参加する等、長く携わってきています。特に 2022 年度末には、同研修のフォローアップ調査として同大学から講師がエチオピアへ渡航し、研修効果の検証や次回研修への提言をまとめています。

2023 年度、2024 年度の同本邦研修は、2022 年度遠隔研修に参加した研修員が参加する予定であり、同研修員の学びを支援してきた富山大学の講師が引き続き本邦研修を行うことで、研修員の理解促進が期待できます。つきましては、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2024 年度エチオピア国別研修「カリキュラム開発、実施、評価を通じた理科教育における持続的な学びの改善」コースに係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 10 月 29 日～2023 年 11 月 18 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 8 月 18 日～2024 年 2 月 29 日（予定）  
※2024 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

- (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき

関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

案件受託上の条件として、2023 年度案件を第 1 回目として受託し、2024 年度まで計 2 回、本案件を受託可能であること。なお、2023 年度案件を受託し

た者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年7月13日(木)
	提出場所	JICA 北陸 業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール又は郵送 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ メール jicahric_kccp@jica.go.jp</li> <li>■ 郵送 〒920-0853 石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4階 JICA 北陸業務課(研修班)</li> </ul>
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年7月14日(金)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 北陸 業務課
	請求方法	メール(宛先は(1)のとおり)
	請求締切日	2023年7月19日(水)
	回答予定日	2023年7月24日(月)
	回答方法	メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以 上

## 2022-2025 年度国別別研修「小学校理数科教育の質向上」

### 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2022 年度、2024 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

#### 1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：カリキュラム開発、実施、評価を通じた理科教育における持続的な学びの改善
- (2) 技術研修期間（予定）  
【来日研修】2023年10月28日～2023年11月19日
- (3) 研修員（予定）
  - 1) 定員：2023年18名、2024年12名（\*本コースは、「小学校理科教育の質的向上」の1年目プログラムとして、2022年8月～9月に開催した遠隔研修の継続研修の位置づけであり、同遠隔研修参加者を対象とする。
  - 2) 研修対象国：エチオピア
  - 3) 研修対象組織・対象者：連邦教育省カリキュラム開発局（Ministry of Education: MoE, Curriculum Development and Implementation Department: CDID）、州教育局（Regional Education Bureau: REB）
- (4) 研修使用言語：英語
- (5) 研修の背景・目的：エチオピアは、教育の質改善に向けた優先取り組みとして、2020年からカリキュラム改訂作業を本格化している。しかしながら、カリキュラム開発、実施、モニタリング評価を包括的に捉え、理科のカリキュラム改革を推進するための中核人材の不足が顕著である。また、連邦教育省は、2022年9月より、全国小学校（1年 - 6年）および中学校（7年 - 8年）において、生徒の資質・能力を育む授業<sup>1</sup>を中心に据えた新カリキュラムの正式導入を発表したが、学校現場では、新カリキュラムとそれに基づき各州が開発した新初等理科教科書が適切に導入・実施されているとは言えない。

---

<sup>1</sup> 本稿では、エチオピア新カリキュラムの目玉であるあるコンピテンシーベースのカリキュラム・授業（Competency-Based Curriculum/Lesson）を「生徒の資質・能力を育むカリキュラム・授業」と訳す。

課題解決に向けた方策のひとつとして、2022年8月～9月にかけて、MoE CDID、並びに、REBカリキュラム担当幹部計28名の参加を得て、国別研修「カリキュラム開発、実施、評価を通じた理科教育における持続的な学びの改善」コースを遠隔型<sup>2</sup>により実施した。同研修は、研修全体で第1サイクルの位置づけであり、包括的なカリキュラム改訂（意図されたカリキュラム、実施されたカリキュラム、達成されたカリキュラム）や学習指導要領改訂と学校現場のつながり等について、日本・富山の事例を紹介するとともに、それら事例をどのようにエチオピアの現場に活かすかについて、研修員と講師がライブ討議により意見交換を行った。

2023年度および2024年度の研修は、前述遠隔研修からの継続となる第2サイクルの位置づけである。本研修では、現在進行中の新カリキュラム導入や次期カリキュラム改訂の担い手となる人材の能力強化を目指す。具体的には、富山の学校現場を視察し、授業観察と振り返りを通じて、エチオピア新カリキュラムの目玉である生徒の資質・能力を育む授業について、研修員の理解醸成を図る。また、研修員の帰国後の活動を視野に入れ、同授業に関する教育行政・学校関係者との討議、新カリキュラムの学校現場への普及・実施促進案の検討、CBL導入に向けたツールの開発、導入計画案の作成等の演習を内容とする。

- (6) 案件目標：新カリキュラムを学校現場で導入・実施・促進するための能力、並びに、次期カリキュラム改訂を包括的に運営管理するための能力が強化される。
- (7) 単元目標：研修員が生徒の資質・能力を育む理科授業について理解し、新カリキュラムを学校現場で導入・実施・促進するための具体的なツールと実現可能な活動計画を策定する。
  - \* 活動計画検討の際、特に以下のポイントに留意する。
    - ・連携が必要な所属組織内外関係者（例えば州教育局の教師教育部門等）を明確化し、連携の具体策の検討。
    - ・普及・実施具体策の検討（ワークショップ等）
    - ・普及・実施方法の検討（州内定期会合の活用等）
    - ・普及・実施のための具体的ツールの開発（例えば、典型的なSBL計画、モデル授業映像、研修/ワークショップ資料等）

---

<sup>2</sup> エチオピア側の参加者はオロミア州アダマ市研修会場に集い、富山大学講師による講義動画視聴、現地セッション、富山大学と現地会場を繋いでのライブ討議により、研修を実施。

## (8) 研修内容

### 1) 研修項目

ア. 講義

イ. 視察（例：授業観察）

ウ. 討議（例：資質・能力を育む授業観察に基づく現職教員との討議等）

エ. 演習・実験・実習（例：授業計画案作成、模擬授業実践、授業観察の観点の検討、新カリキュラム普及教材案作成等）

オ. 活動計画案の策定・発表（例：実現可能な新カリキュラム普及計画）

### 2) 研修方法

ア. 第1サイクル研修の振り返り

イ. 学校現場、教育行政機関の視察

ウ. 授業観察、振り返り、関係者との意見交換による、生徒の資質・能力を育む授業の理解

エ. 新カリキュラム富山大講師、訪問先教員等と協働による生徒の資質・能力を育む授業計画作成、評価シート作成、模擬授業動画、ワークショップ資料を作成する。

オ. 各参加者を取り巻く環境や資源を踏まえ、実現可能な活動計画の作成・発表

### 3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2023年8月18日～2024年2月29日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

### (2) 業務の概要

研修員に対し、研修目標達成のために日本の学習指導要領における取組事例を紹介し、自国でカリキュラムを反映された授業実践を実現するためのツールを検討する。

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上